

広報みはま



TOPICS

- 「第四次美浜町総合振興計画」策定
- 住宅用火災警報器設置の義務化
- 議会ニュース
- 「企業誘致条例」制定
- 美浜発電所の状況

2006.3

自然かがやき 人いきいき

まちがにぎわう

美しく美浜

をめざして

10年間のまちづくりの指標となる「第四次美浜町総合振興計画」を策定

町では、第三次美浜町総合振興計画の計画期間が平成17年度に終了するため、平成18年度から27年度までの計画となる「第四次美浜町総合振興計画」をこのほど策定しました。

この振興計画は、本町のまちづくりを進めるための基本となる計画で、平成16、17年度にかけて、美浜町振興計画審議会委員をはじめ、計画原案を検討するワークショップ委員、子ども・女性議会議員等の多くの町民の皆さんの参画を得て策定したものです。

今月号では、この振興計画における背景や役割のほか、基本理念、将来像について、来月号では、基本計画について紹介します。



山口町長(右)に答申書を手渡す繁田会長(左)

昨年11月に、美浜町振興計画審議会(繁田清幸会長)から山口町長に振興計画の答申が行われました。

町では、町議会12月定例会に「第四次美浜町総合振興計画」を議案として提出し、原案どおり可決されました。

総合振興計画の趣旨

総合振興計画とは、美浜町の10年後を見据えたまちづくり計画のことです。本町をもっと住みよくしよう、また住みたくなる町にしよう、と、産業、福祉、教育等の各分野におけるこれらの町のあるべき姿を検討し、まとめたものです。

「自然かがやき 人いきいき まちがにぎわう 美し美浜」を将来像とした施策を分野別に明らかにして、平成18年度から平成27年度までの計画的な町の行財政運営の指針として策定しました。

美浜町の総合振興計画の歩み

昭和45年「美浜町振興計画」策定
(昭和45年～昭和59年)

昭和60年「第二次美浜町総合振興計画」策定
(昭和60年～平成7年)

平成7年「第三次美浜町総合振興計画」策定
(平成8年～平成17年)



美浜町振興計画審議会の様子

計画策定の背景

本町では、第三次美浜町総合振興計画の「自然と共生するやすらぎのまち」という将来像の実現に向けてさまざまな施策を計画的に進め、成果を上げてきました。

しかし、現在の本町を取り巻く社会情勢は厳しく、少子高齢化の進展をはじめ、産業を取り巻く環境の変化、地方分権時代の到来、さらには、これらに伴う町民のニーズが多様化するなど、あらゆる分野において重要な転換期を迎えています。

今回の振興計画は、こうした状況に対応して、豊かな美浜町を次の世代に誇りを持ってつないでいくために、まちづくりの指針として策定したものです。

計画の役割

今回の振興計画は、次の3つの役割をふまえて策定しました。

- 個性的で自立した町を経営していくという視点に基づいた「行財政運営の総合的な指針」としての役割

- これからのまちづくりを進めていくためには、町民の皆さんの参画と協働が大切であり、町民の皆さんと行政が新たなパートナーシップを確立して「協働のまちづくりを進めていくための指針・目標」としての役割
- 広域連携時代を視野に入れた地域づくりを考える計画として「美浜の主張」を提示していくための役割



町内の中学生が議員となって行われた「子ども議会」

第四次美浜町総合振興計画の構成

総論

1. 第四次総合振興計画の趣旨
2. 第四次総合振興計画策定の背景

基本構想

1. 基本理念
2. 10年後の将来像
3. 6つの基本目標
4. 構想の実現に向けて

基本計画

1. 美しい自然と共生するまち
2. 安心して快適にくらせるまち
3. 健やかでぬくもりのあるまち
4. 元気とにぎわいのあるまち
5. ころろ豊かな人を育むまち
6. みんなで共に拓くまち
7. 計画推進のために

第四次総合振興計画の基本構想について

〈基本理念〉

本町は、その名のとおり「美浜＝美しい浜」のまちであり、海、山、川、湖という変化に富み豊かな自然環境に恵まれたまちです。

まちづくりアンケートでも「自然豊かなまち」というイメージを多くの人が抱いています。また、まちの将来像については「健康で安心して暮らせるまち」「自然と共生する美しいまち」「便利で快適に暮らせるまち」が多くあげられています。

まちづくりの主役である「ひと」（住民）が、この豊かな自然環境に恵まれた美しい「まち」を舞台に、さまざまな分野で活躍し、快適で安心して心豊かな「くらし」をおくれるまちをめざして、3つの基本理念を掲げます。

「ひと」が主役 人づくりはまちづくり、人が主役のまちづくりをめざします。

「まち」に活力 未来への活力を生むまちづくりをめざします。

「くらし」にうるおい 快適で安心できる、うるおいのあるまちづくりをめざします。



〈10年後の将来像〉

基本理念をふまえためざすべき将来像

自然かがやき 人いきいき

まちがにぎわう 美し美浜

自然かがやき…海、山、川、湖という恵まれた自然環境と共生し、活用することによって、自然が一層かがやくまちをめざします。

人いきいき…まちづくりの主役である人が、いきいきと、さまざまな分野で活躍し、快適で安心して過ごす豊かな暮らしをおくれるまちをめざします。

まちがにぎわう…住民と本町を訪れる人がともに、さまざまな分野で活発に交流し、にぎわうまちをめざします。

美し美浜…美しい自然環境、豊かな（美しい）食材、恵まれた（美しい）文化財・

伝統、あたたかい（美しい）心・人など、美浜独自の宝を大切に引き継いでいきます。



美浜町振興計画審議会の
会長を務められた

繁田 清幸さん（久々子）

振興計画の策定には、幅広い年代の方やさまざまな分野の方にご参加をいただきました。これは住民参画のまちづくりを目指すうえでとても良かったと感じています。

また同時に、会長として多くの意見をまとめることができるのと心配でしたが、皆さんがまちづくりについて積極的に考え、建設的な意見をいただくことができました。多くの皆さんの声が反映された振興計画がまとまりうれしく思います。

地方分権が進み、町の独自性が求められるこれからのまちづくりには、住民参画が大切です。

町民の皆さんへのお願いとして、常に町の将来に関心を持っていただき、それぞれの立場と分野で、できることを考え、まちづくりに参加していただけたらと思います。その一つ一つがつながり、大きな輪となり、町の将来を築いていくのだと考えています。

最後になりましたが、振興計画の策定にご協力いただいた皆さんに心からお礼申し上げます。

目標人口

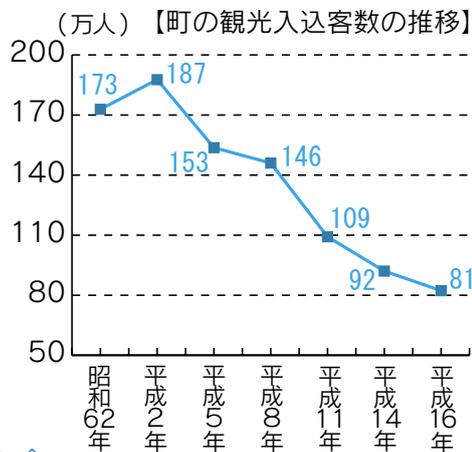
〈定住人口 11,000人 交流人口 110万人をめざして〉

本町の総人口は、町発足後の昭和30年国勢調査によると、14,778人でしたが、平成17年国勢調査では、11,023人(速報値)となっており、近年は減少の一途をたどっています。

将来推計人口によると、この構想の目標年次である10年後の平成27年には、町の人口は1万人を下回り、約9,800人と予測されています。

このまま定住人口が減少し続けると、教育や福祉、産業などあらゆる分野での円滑なまちづくりを進めることが難しくなります。

振興計画では、自然環境の保全、生活基盤の整備、利便性の確保、住宅施策、少子高齢化対策、雇用対策、特色ある教育環境の整備などの包括的な施策展開を進めながら相乗効果を図るものとし、目標年次における定住人口規模(目標)を11,000人とします。



また、町の観光入込客数については、ピーク時には年間約180万人の入込客がありました。長引く不況とともに余暇活動の変化などにより、年々減少傾向にあり、平成16年には約81万人と大きく減少しています。

今後は、交流人口の増大を図るため、多様な観光体験交流と文化・教育・スポーツ交流を推進することによって、住民1人おおよそ100人の交流活動をめざすものとし、目標年次の交流人口規模(目標)を110万人とします。

今回は、振興計画の基本構想について紹介しました。次号では、環境や福祉などそれぞれの分野の基本計画やその施策の体系について紹介します。



美浜町振興計画審議会の副会長を務められた
北村 恵子さん(早瀬)

今回の振興計画の策定にあたり、強く印象に残っていることは、多くの町民の方が計画づくりに参加したこと。また、多くの女性が策定に参加し、活発に意見を述べていたこともこれからのまちづくりの方向性を強く感じました。

町民が自らまちづくりに参加する、考え、計画づくりに参加する、これこそがこの振興計画の掲げる「協働のまちづくり」の第一歩ではないでしょうか。

昨年は、計画策定の一環として、みはま女性ネットワークの会員の皆さんの協力を得て「女性議会」を開催することができました。「へしこのブランド化」などそのときに出された意見のいくつかはすでに実現し、女性の皆さんにとってもまちづくりを身近に感じるよい機会になりました。

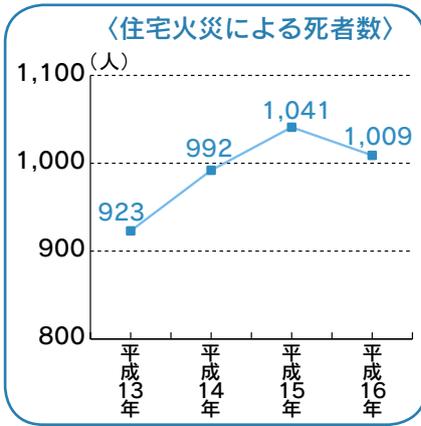
振興計画は、策定するだけではその意義を成しません。この計画が町民と行政の橋渡しとなり、まち全体が常に関心を持ち続け、町民1人ひとりが実践していくことがこれからの町の進むべき道であると考えています。

火災から大切な生命を守るために 住宅用火災警報器の設置が 義務化されました



全国では毎年、建物火災事故が3万件以上発生しており、そのうち約6割は「住宅火災」が占めています。また、建物火災による死者の9割は、この住宅火災によるものです。

このような火災から大切な生命を守るため、平成16年6月に消防法が改正され、住宅に「住宅用火災警報器等」の設置が義務付けられました。

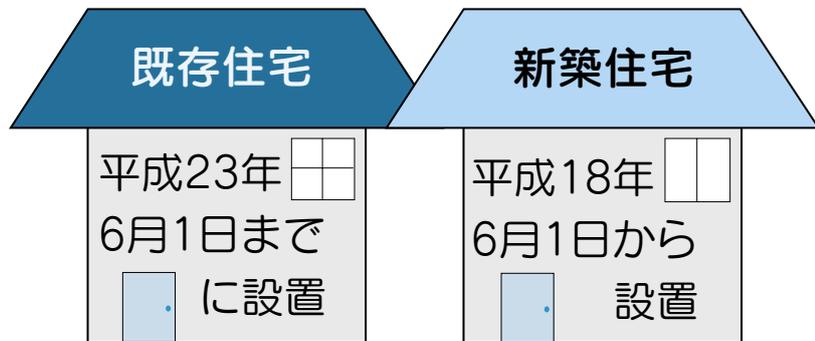


住宅火災による死者は全国で急増し、その中で6割以上の人が「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。また「逃げ遅れ」が多い理由として、死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、高齢化の進む日本では、さらに死者が増える可能性があります。このような時代背景の中で、被害を未然に防ぐため、火災をいち早く知らせる「住宅用火災警報器」の設置が法律により義務付けられました。

住宅用火災警報器設置 義務化の背景

新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月までに住宅用火災警報器を設置及び維持をしなければなりません。

また、共同住宅やアパートも設置が必要となります。この場合、住宅の所有者、管理者または、占有者のいずれかが設置者となります。



すべての住宅が 対象となります



▲壁掛け式



▲天井取り付け式

住宅用火災警報器は、火災によって発生する煙や熱をいち早く感知し、警報音などで住宅内に火災を知らせるものです。

種類としては、煙が火災警報器に入ると反応する煙式と火災警報器の周囲の温度が一定に達すると反応する熱式（台所など煙が発生する場所に使用）とがあります。

また、設置方法によって天井取り付け式と壁掛け式があり、電源の種類には、電池を使用するものや家庭用コンセント（AC100ボルト）を使用するものがあります。

住宅用火災警報器って どんなもの？